**Ⅲ　運賃割増率**

※【運賃料金表様式例】及び【運賃料金適用方例】は、あくまで設定の例示であり、各社で設定する際は必要に応じ、内容を修正等したうえで行ってください。

**１．品目割増**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　別 | 内　　　　訳 | 割　増　率 |
| 特　殊　物　件 | 解体廃棄物 | ２　　割 |

**２．悪路割増**

|  |  |
| --- | --- |
| 道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所ならびに自動車道以外の場所に限る。 | ３　　割 |

**３．冬期割増**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地　　域 | 期　　　間 | 割　増　率 |
| 北　　海　　道 | 自　１１月１６日  至　 ４ 月１５日 | ２　割 |

**４．休日割増**

|  |  |
| --- | --- |
| 日曜祝祭日に運送した距離に限る | ２　　割 |

**５．深夜・早朝割増**

|  |  |
| --- | --- |
| 午後１０時から午前５時までに運送した距離 | ３　　割 |

**Ⅳ　消費税及び地方消費税の加算（免税対象となる取引は除く。）**

　　運賃料金総額×消費税法等に基づく税率

**Ⅴ　距離制運賃料金適用方**

（適用区域）

１　この運賃及び料金は一般区域貨物自動車運送事業者が免許を受けた自己の事業区域内

に発地又は着地が存する貨物を運送する場合に適用します。

（適用範囲）

２　この運賃及び料金はダンプ車（荷台を原動機の力で傾け積載物を重力で容易にすべりおろす構造のトラック）により運送する土砂等（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第２条第１項に規定されているものに限る。）及び雪の運送に適用します。

（運賃料金計算の基本）

３　運賃及び料金は使用車両１車１回の運送ごとに計算します。

（運賃の計算の方法）

４（１）運賃は使用車両の最大積載量（標記トン数といます。以下同じ）及び運送距離

によって運賃率表に掲げてある金額（基準運賃といいます。以下同じ）の上下

それぞれ１０％の範囲内で計算します。

（２）割増率が適用される貨物は基準運賃にその率を乗じた金額を基準運賃に加減した

うえで上下それぞれ１０％の範囲内で計算します。

（端数の処理）

５　運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は次により処理します。

（１）計算した金額が１０，０００円未満のときは１００円未満の端数は１００円に切り上げます。

　（２）計算した金額が１０，０００円を超えるときは、５００円未満の端数は５００円に、５００円を超え、１，０００円未満の端数は１，０００円に切り上げます。

（キロ程の計算）

６　運送距離は、１車１回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上ある　ときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。

ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

（割増率が重複する場合の計算）

７　２種以上の割増率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

（運賃計算の特例）

８（１）積載貨物（貨物の性質上、積み重ねて積載することのできない貨物を除きます。）

が標記トン数の５０％以下のときは、直近下位のトン数の車両の運賃を適用します。

（２）継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両トン数

を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両のトン数にかかわりなく、

当該基準車両のトン数による運賃を適用することができます。

（品目別割増）

９　貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。１車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物、又は異なった割増率を適用する貨物が含まれて　いる場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。

（悪路割増）

１０　運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃×０．３

（冬期割増）

11　運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃×０．２

（休日割増）

12　日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃×０．２

（深夜、早朝割増）

13　深夜、早朝割増の適用時間（午後１０時から午前５時まで）に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜、早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×０．３

（待機時間料）

14　車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて待機時間料を収受します。ただし、１回の運送において２箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

（積込料及び取卸料について）

14-1　荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を収受します。

（消費税及び地方消費税の加算方法）

15　（１）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

（２）前号により計算した金額に１円未満の端数が生じた場合は、１円単位に四捨五入します。

（計算の順序）

16　運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

　　（１）使用車両及び運送距離による運賃の計算

　　（２）割増率の適用の計算

　　（３）上下それぞれ１０％幅の適用計算

　　（４）５．による運賃の端数処理

　　（５）諸料金（端数処理を含む）の計算及び実費の計算

（実費負担）

17　次項に定める荷役費用及び荷主の要求により要する次に掲げる費用は実費として収受します。

（１）有料道路利用料

（２）その他運送に関連して求められるサービスに対する費用

18　荷役機械使用料、積込作業料、取卸後の整理作業等に伴う費用は実費として収受します。

18-1　荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保

管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の附帯

業務に伴う費用は、実費として収受します。

19　フェリーボート利用料（自動車航送船利用料）

運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には、次の式により算出した金　額を収受します。

｛使用車両の航送料（助手に係る旅客運賃を含む）＋航送時間中の固定費

（１時間当り待機時間料相当額×航送所要時間）}×２

（その他）

20　この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については法令に反しない範囲で当事者間の取決め又は慣習によるものとします。